

TABU STE

Public Relations No.1070



— だぶせの秋 岸辺のスチーシ 2025
～ 笑顔あふれる70年 輝く未来 田布施町

11
2025



『のりーね』利用相談会に お越しください

閩経済課 地域振興係 ☎ 52-5805

下表のとおり、予約型定額乗合タクシー『のりーね』の利用相談会（1 時間程度）を開催します。
田布施町 LINE 公式アカウントでの予約方法などについてご説明します。
参加方法などは各公民館までお問い合わせください。

田布施町 LINE 公式アカウントの予約で できること

◇ 24 時間予約の受付が可能！

電話予約は、平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時まで（正午～午後 1 時を除く）の受付ですが、田布施町 LINE 公式アカウントでの予約であれば毎日 24 時間受付が可能です。

※乗車 1 時間前までの予約が必要です。

◇ 予約決定通知をお知らせ

予約の決定通知メッセージが、LINE 上で簡単に確認できます。

◇ 利用相談会の日時・会場

日程	時間	会場
12/1 (月)	午前 10 時～	麻里府公民館
	午後 2 時～	西田布施公民館
12/2 (火)	午前 10 時～	麻郷公民館
	午後 2 時～	東田布施公民館
12/3 (水)	午前 10 時～	城南公民館

馬島への渡船運休（一部）のお知らせ

閩経済課 整備係 ☎ 52-5805

馬島地区航路浚渫工事のため、馬島区間の始発便と最終便（馬島発 6 時 50 分→麻里府着 6 時 58 分、麻里府発 18 時 00 分→馬島着 18 時 08 分）を除く渡船を運休します。工事完了次第、運休は解除します。工事期間中ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願いします。

■ 工事名

令和 7 年度 尾津漁港馬島地区航路浚渫工事

■ 運休期間

11 月 13 日（木）～ 11 月 14 日（金）

11 月 19 日（水）～ 11 月 21 日（金）※予備日

▼ 工事期間中の渡船時刻表

便	佐合島	馬島		麻里府		馬島		佐合島
	発	着	発	着	発	着	発	着
1			6:50	6:58	7:05			7:22
2	8:10			8:27	9:00			9:17
3	9:40			9:57	10:20			10:37
4	12:00			12:17	13:35			13:52
5	14:20			14:37	15:10			15:27
6	15:55			16:12	16:25			16:42
7	17:39			17:56	18:00	18:08		

※工事期間中の第 1 便 7:05 麻里府発および第 2 便から第 6 便は馬島を経由せず、佐合島発→麻里府着、麻里府発→佐合島着への航路で運行します。

令和7年度 田布施町職員採用試験（3次募集）のお知らせ

試験職種		採用予定数	受験資格
行政	高校卒業程度	若干名	平成15年4月2日～ 平成20年4月1日までに生まれた人
	大学卒業程度		平成13年4月2日～ 平成16年4月1日までに生まれた人
	社会人経験者		昭和56年4月2日以降に生まれた人 (社会人経験年数が3年以上の人)

試験日・内容・試験場所

行政（高卒・大卒）

■1次試験

◇試験日 12月14日(日)

◇試験場所 田布施町役場

◇試験内容

- ・職務基礎力試験※
- ・職場適応性検査
- ・作文試験

■2次試験

◇試験日

令和8年1月18日(日)

◇試験場所 田布施町役場

◇試験内容 口述試験

職務基礎力試験について

基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。『国内外の社会情勢への関心と理解等』の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会情勢や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュースなどで報道された内容が出題されます。

行政（社会人経験者）

■1次試験

◇試験内容 書類選考

■2次試験

◇試験日 12月14日(日)

◇試験場所 田布施町役場

◇試験内容 面接試験

■申込方法

①インターネット（電子申請）の場合

町ホームページから『田布施電子申請サービス』にアクセスし、申し込む。

②郵送または持参の場合

必要事項を記入した受験申込書を提出する。

※受験申込書は総務課窓口に備付けています。

町ホームページに掲載している受験申込書の様式をダウンロードし、利用することも可能です。郵送請求を希望する場合は、問合せ先に連絡してください。

■受付期間 11月4日(火)～11月28日(金)

午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜および祝日を除く。

※郵送の場合は、11月28日（金）までの消印のあるものに限る。

■申込み・問合せ先

〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440-1

田布施町役場 総務課 総務係

☎ 52-5802

※詳しくは、町ホームページに掲載しています。

宝くじ助成事業で麻里府地域自主防災会が投光器を整備

☎総務課 総務係 ☎ 52-5802

一般財団法人自治総合センターの令和7年度コミュニティ助成事業により、麻里府地域自主防災会が投光器一式を整備しました。災害時や訓練に活用します。

コミュニティ助成事業は、同センターがコミュニティの健全な発展と宝くじの普及広報を図るため、宝くじの収益により助成を行うものです。



令和 8 年度保育所の入所について

閭町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

保育所は、保護者の就労や疾病などにより家庭以外での保育が必要な場合に利用する施設です。令和 8 年 4 月より新規・継続利用を希望する人は、以下の内容を確認して期間内に申請してください。

< ご注意ください >

次年度 4 月入所の申請期間は、11 月 4 日（火）～ 12 月 25 日（木）となり、例年より早い締切日となります。また、締切日以降は申請を受け付けることができません。次回受付は 5 月入所分（4 月上旬受付）となります。継続入所を希望する人も同様に扱いますので、必ず締切日までに手続きしてください。

■入所要件

保護者が、右表のいずれかにより保育の必要性を満たしていること
※入所希望時点で定員超過の場合、町の基準により入所順位を決定します。

入所要件	
就労	妊娠・出産
疾病・障がい	看護・介護
災害復旧	求職活動
就学	虐待・DV
育児休暇取得中（継続利用のみ）	

■保育料の算定基準

前期（4～8 月）は令和 7 年度町民税所得割額、後期（9～3 月）は令和 8 年度町民税所得割額をもとに保育料を算定します。
3～5 歳児クラスの子ども、第 2 子以降の未満児クラスの子どもは、保育料が無償です。（食材料費など除く）

■申請書類配布方法

町民福祉課児童係（③窓口）で配布
※町ホームページからもダウンロードできます。

■申請期間 11 月 4 日（火）～ 12 月 25 日（木）

■申請先 町民福祉課 児童係（1 階③窓口）

幼稚園の入所について

幼稚園の入所は、希望する施設で直接手続をしてください。手続後、町民福祉課児童係（③窓口）で支給認定の申請をしてください。

町内保育所一覧

保育所名		定員（予定）	対象年齢	開所時間	所在地	電話番号
城南保育園		60 人	0～5 歳	平日・土曜	宿井 1039-3	52-3419
麻里府保育園		60 人	1～5 歳	7:30～19:00 ※	麻郷 3651-5	55-5228
社会福祉法人放光会	たぶせ保育園	130 人	2～5 歳	平日・土曜 7:00～19:00	下田布施 419-6	52-3231
	たぶせ第二保育園	50 人	0～2 歳		下田布施 425-1	

※保育士の配置状況などにより、土曜日の保育は、時間帯によってご希望に添えない場合があります。

- やないファミリー・サポート・センター交流会
- ◇日時
12 月 3 日（水）
午前 9 時 30 分～午前 11 時 45 分
- ◇場所
柳井市総合福祉センター 4 階
大ホール
- ◇内容
自分だけのオリジナルリース
作りを楽しもう
- ◇講師
森本寛之氏
- ◇定員
15 人（先着順・子ども同伴可）
- ◇参加費
500 円
- ◇持参物
リースを持って帰る袋（30 cm
程度の紙袋）
- ◇申込方法
電話で申し込む（要申込）
- ◇申込締切日
11 月 26 日（水）
- ※定員になり次第終了
- ◇問合せ先
やないファミリー・サポート・センター
☎ 23・0668

幼稚園預かり保育・認可外保育施設などの利用料の払い戻しについて

問町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810

幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設などの利用で、保育の必要性の要件を満たしている場合、利用料が払い戻されます（上限あり）。なお、制度をすでに利用している場合も、現況確認のため毎年手続きが必要です。

■制度内容について

- ・金額はいずれも月上限額となります。
- ・要件の詳細は、申請書配布時に同封される案内文やホームページで確認してください。

◇施設等利用給付

幼稚園など預かり保育		認可外保育施設など	
3～5歳児	11,300円	3～5歳児	37,000円
満3歳児（※）	16,300円	0～2歳児（※）	42,000円

※住民税非課税世帯のみが払い戻しの対象です。

◇多子世帯利用給付（世帯第2子以降の子どもに限る）

認可外保育施設		企業主導型保育事業	
3歳未満児	42,000円	1・2歳児	37,000円
		0歳児	37,100円

■申請方法

町民福祉課にある申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて提出

■申請期間

11月4日（火）～令和8年2月27日（金）

■申請先

町民福祉課 児童係（1階③窓口）

新入学準備金の入学前支給について

問学校教育課 ☎ 52-5812

令和8年度に小中学校に入学するお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者に新入学準備金を申請により前倒しし、3月に支給します。

■新入学準備金とは

就学援助制度の支給費目のひとつに、『新入学生学用品費』がありますが、支給時期が入学後の7月であるため、入学時に必要な経費の一部を、入学前の3月に支給することができるよう設けられた制度です。

◇申請ができる人（以下のすべてに該当）

- ・令和8年3月1日現在で田布施町内に住民登録のある人
- ・令和8年4月から、小・中学校の新1年生となる児童生徒の保護者

◇申請場所

田布施町教育委員会学校教育課

◇申請期間

12月1日（月）～令和8年1月30日（金）

◇支給認定基準

世帯全員の令和6年中所得の合計が、生活保護基準の1.3倍未満

※この度の申請分から、就学援助に係る認定基準を変更します。

◇支給日 令和8年3月中旬（予定）

令和7年度
上半期

財政状況報告

問企画財政課 財政係
☎ 52-5803

田布施町の財政状況を理解していただくため、年2回その内容をお知らせしています。今回は令和7年度上半期(令和7年9月30日現在)の一般会計・特別会計予算の収支、財産、負債などの状況をお知らせします。

9月末現在の予算額は、前年度からの繰越予算額を加算し、一般会計が81億365万円、特別会計が38億2,792万4千円となっています。

一般会計予算の執行状況

予算額 **81 億 365 万 円**

※端数処理のため、合計額が合わない場合があります。

グラフの
見方

予算額

— 収入(支出) 済額

() 内は執行率

歳入

収入済額合計

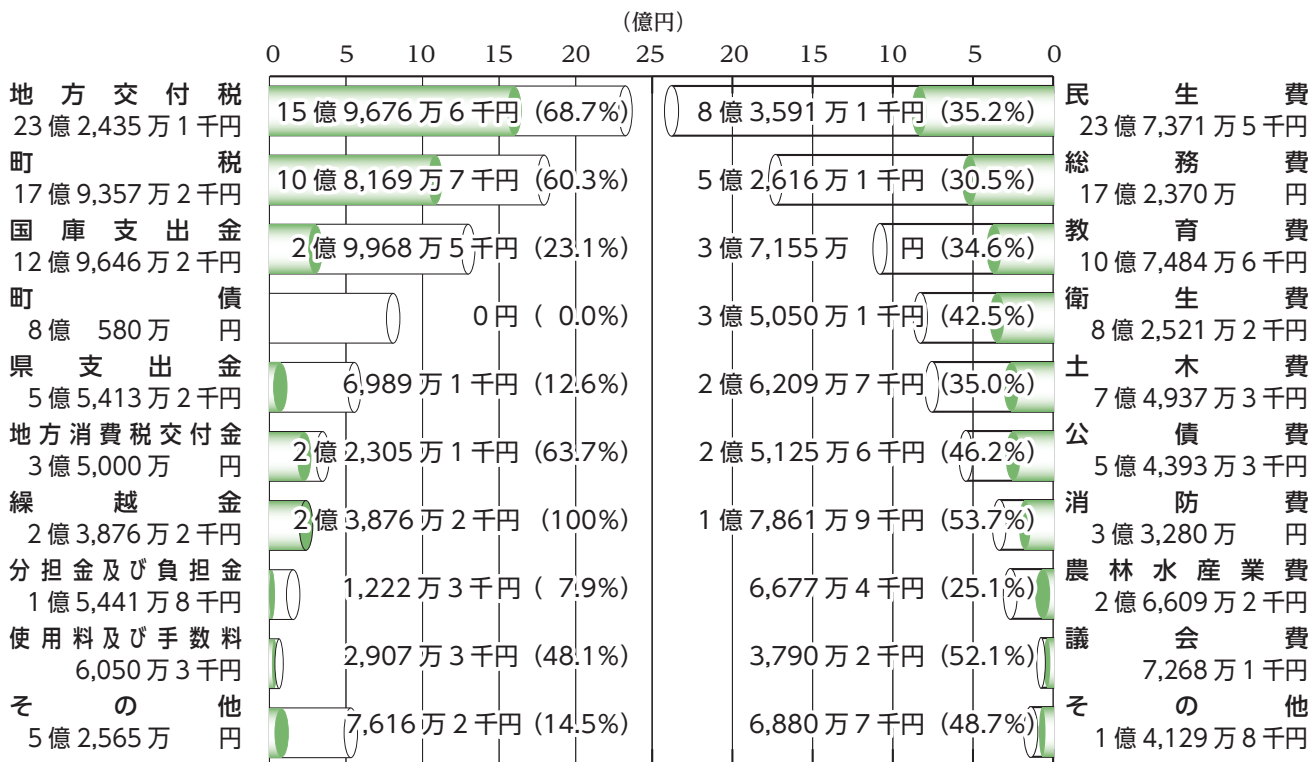
36 億 2,731 万

円 (44.8%)

支出済額合計

29 億 4,957 万 8 千円 (36.4%)

歳出



特別会計予算の執行状況

※端数処理のため、合計額が合わない場合があります。

会計区分	予算額 (A)	収入済額 (B)	執行率 (B/A)	支出済額 (C)	執行率 (C/A)
国民健康保険	17 億 3,724 万 2 千円	6 億 4,781 万 円	37.3%	6 億 7,255 万 1 千円	38.7%
介護保険	17 億 1,141 万 9 千円	6 億 8,773 万 8 千円	40.2%	7 億 1,748 万 7 千円	41.9%
後期高齢者医療	3 億 7,926 万 3 千円	1 億 3,103 万 8 千円	34.6%	1 億 2,984 万 8 千円	34.2%
合計	38 億 2,792 万 4 千円	14 億 6,658 万 6 千円	38.3%	15 億 1,988 万 6 千円	39.7%

町債の状況 (借入金残額)

会計区分	現在高
一般会計	47 億 9,727 万円

町有財産の状況

区分	面積	区分	数・金額
土地	493,313㎡	車両	53 台
建物	64,694㎡	出資金等	21 億 7,779 万円
山林	3,686,814㎡	基金	19 億 8,516 万円

物件番号	土地の表示	登記地目	登記面積	最低予定価格
1	田布施町大字波野 210 番 32	雑種地	277㎡	5,000,000 円

町では上記町有地の一般競争入札による売払いを実施します。

■入札参加申込

この入札に参加するためには、事前の申し込みが必要です。町ホームページから『町有地売払一般競争入札参加資格申込書兼受付書（第1号様式）』をダウンロードし、必要書類を添付して、期間内に提出してください。

◇入札参加申込受付期間および受付時間

11月7日（金）～28日（金）

午前8時30分～午後5時15分

※土・日・祝日を除く

◇申込受付場所

田布施町役場総務課管財係

※郵送による申し込みの場合は『簡易書留』で送付してください。受付期間内に届いたものを有効とします。

◇入札日程

12月5日（金）午後2時

◇入札場所

田布施町役場3階多目的ホール

※入札時刻の10分前には受付けを済ませてください。

■落札後手続き

落札者については、12月19日（金）までに売買契約を締結します。契約日から60日以内に売買代金の支払が必要です。

『結婚新生活応援補助金交付事業』の申請を受付けています

結婚して町内に定住する夫婦の新生活を応援するため、結婚新生活に係る経費の一部を補助します。

令和7年1月1日以降に結

婚された人は対象となる可能性があります。なお、申請される世帯の申請内容によっては、交付条件に当てはまらず補助金の交付対象世帯とならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■補助対象世帯

- ・申請する年の1月1日以降に婚姻届を提出し、町に住民票がある
- ・夫婦の年齢が婚姻日において、ともに39歳以下
- ・夫婦の合計所得金額が500万円未満

■補助対象経費

◇住宅取得費用

住宅を建築し、または購入する際に要した費用

◇住宅賃借費用

家賃（共益費含む）、入居費用（敷金、礼金、仲介手数料）

◇引越し費用

引越し業者または、運送業者への支払いの実費

■補助金交付額

1世帯あたり、上限30万円
※夫婦がともに29歳以下の場合、上限60万円

■申請期間

申請する年の4月1日～翌年3月31日

■申請方法

申請様式に必要な書類を添付し、企画財政課企画係に提出する

◇必要書類

補助対象経費を支払った証明書類の写し
※領収書の写しや通帳などの写し、住宅賃貸または住宅売買契約書の写しなど

補助対象世帯の要件や必要提出書類などの詳細は、町ホームページで確認するか、問い合わせください。

■申請・問合せ先

企画財政課企画係
（2階⑩窓口）
☎ 52・5803

『オラレ田布施』への 周南市事務協力金

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

令和6年度、周南市からボートレースチケットショップ『オラレ田布施』への事務協力金として、34,788,140 円いただきました。協力金は、右記の事業に活用しました。

■周南市事務協力金の使途

- ◇子ども医療給付費 7,916 千円
- ◇障害児通所支援事業 2,948 千円
- ◇障害者自立支援給付費 22,424 千円
（介護・訓練などの給付）
- ◇介護予防・生活支援事業費 1,500 千円
（配食サービス・ねたきり老人おむつ支給事業など）

町職員の給与・定員管理を公表します

概要版

問総務課 総務係 ☎ 52-5802

■人件費の状況（令和6年度 普通会計決算）

住民基本台帳人口 (R7.1.1 現在)	14,033 人
歳出額 (A)	6,999,082 千円
実質収支	185,642 千円
人件費 (B)	1,243,869 千円
人件費率 (B/A)	17.8%
(参考) 5 年度の人件費率	16.5%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

■職員給与費の状況（令和6年度 普通会計決算）

職 員 数 (A)		125 人
給 与 費	給料	458,330 千円
	職員手当	58,855 千円
	期末・勤勉手当	188,487 千円
	計 (B)	705,672 千円
1人当たりの給与費 (B／A)		5,645 千円

※給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

■職員の平均給料月額、平均給与月額
および平均年齢の状況（R7.4.1 現在）

一般行政職	平均給料月額	315,975 円
	平均給与月額	352,845 円
	平均年齢	41.3 歳

※一般行政職とは、税務職、技能労務職などを除いた職種です。

※平均給与月額は、給料と職員手当（期末・勤勉手当を除く）をあわせたものです。

■職員の初任給の状況（R7.4.1 現在）

区 分		田布施町	山口県	国
一般行政職	大学卒	227,500 円	227,500 円	220,000 円
	高校卒	196,200 円	196,200 円	188,000 円

■職員手当の状況

○期末・勤勉手当（6 年度支給割合）〔県と同じ〕

区 分	6 月期	12 月期	計
期 末	1.25 月分	1.25 月分	2.50 月分
勤 勉	1.05 月分	1.05 月分	2.10 月分

※職制上の段階、職務の級などにより 5 ～ 15% 加算措置があります。

○退職手当（R7.4.1 現在）

区 分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年
自己の都合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分
勧奨・定年	24.586875 月分	33.270750 月分	47.709 月分

※その他の加算 定年前早期退職特例措置（2 ～ 20%）
1 人当たり平均支給額（R6 年度）・・・11,880 千円

○時間外勤務手当

区 分	5 年度	6 年度
支 給 総 額	22,094 千円	25,561 千円
職員 1 人当たり支給年額	178 千円	204 千円

◇特殊勤務手当【6 種類】（6 年度）

職員全体に占める手当支給職員の割合・・・7.0%
支給職員 1 人当たり平均支給年額・・・4,830 円

◇扶養手当（R7.4.1 現在）

配偶者・・・6,500 円（※山口県：3,000 円）
子 1 人につき・・・10,000 円（山口県：11,500 円）
父母等 1 人につき・・・6,500 円
特定期間の加算・・・5,000 円

◇住居手当（R7.4.1 現在）〔県と同じ〕

借家 家賃 23,000 円以下・・・家賃－12,000 円
家賃 23,000 円超・・・
(家賃－23,000 円) ÷ 2 + 11,000 円
(最高月額 27,000 円)

◇通勤手当（R7.4.1 現在）

交通機関利用・・・運賃相当額（最高月額 55,000 円）
※山口県：運賃相当額（最高月額 150,000 円）
交通用具利用・・・距離により 2 ～ 4km・・・2,500 円
以下 2km 毎に 1,500 円加算
(上限 20km 以上 16,000 円)

※山口県

・2 ～ 4km / 2,000 円～ 98km 以上 / 54,500 円

人事行政の運営などの状況の公表に関する条例に基づいて、職員給与や職員数の状況を公表します。
同条例では、今回掲載している給与、職員数の他にも、勤務時間などの服務、職員研修・人事評価や福利厚生なども公表することになっています。紙面の都合で広報には掲載していませんが、町のホームページまたは総務課で閲覧することができます。

■部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数 (人)		対前年 増減数
		R6 年	R7 年	
一 般 行 政	議 会	2	2	
	総務企画	38	36	△ 2
	税 務	12	12	
	民 生	25	26	1
	衛 生	8	8	
	労 働	—	—	
	農林水産	9	9	
	商 工	3	4	1
	土 木	11	11	
	小 計	108	108	
特 別 行 政	教 育	17	17	
	小 計	17	17	
公 営 企 業 等 会 計	水 道	—	3	3
	下 水 道	5	4	△ 1
	国 保 等	13	12	△ 1
	小 計	18	19	1
合 計		143	144	1

※再任用（短時間勤務）を除きます。

■昇給への勤務成績の反映（R7.1.1 昇給分）

勤務成績が特に良好と認められる者	12 人
勤務成績が良好と認められる者	120 人
病欠休暇・懲戒処分などでやや良好でない者および勤務成績不良で昇給させることが不適当な者	2 人

■職員数の推移

（各年4月1日現在）

年 度	17年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
職 員 数	148	141	141	140	144	143	144	146	143	144

■一般行政職の級別職員数の状況（R7.4.1 現在）

区分	職 務	職員数	構成比	※参 考	
				1 年前	5 年前
1 級	主事	12 人	11.0%	10.0%	11.4%
2 級	主任 主事	11 人	10.1%	11.8%	19.0%
3 級	係長 主任主事 主査	55 人	50.5%	50.0%	34.3%
4 級	課長補佐 係長	9 人	8.3%	10.0%	16.2%
5 級	主幹 課長補佐	11 人	10.1%	8.2%	5.7%
6 級	課長 主幹	10 人	9.2%	9.1%	12.4%
7 級	課長	1 人	0.9%	0.9%	1.0%
合計		109 人			

※町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※職務は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

※構成比の合計は端数処理の関係上 100%にならない場合があります。

■特別職の報酬などの状況（R7.4.1 現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当支給割合 (6年度)
町 長	706,000 円	6 月期 1.70 月分
副 町 長	577,000 円	12 月期 1.70 月分
教 育 長	527,000 円	計 3.40 月分
議 長	278,000 円	6 月期 1.70 月分
副 議 長	224,000 円	12 月期 1.70 月分
議 員	205,000 円	計 3.40 月分

『障がい者の福祉』について関心と理解を深めましょう！

— 12月3日～9日は『障害者週間』です —

問町民福祉課 福祉係 ☎ 52-5810

障がい者虐待を発見したら通報を！

『障害者虐待防止法』で虐待を受けたと思われる障がい者を発見した人には、通報が義務づけられています。気付いた人は、速やかに町役場または『柳井圏域障害者虐待防止センター』に通報をお願いします。

■障がい者の虐待に関する相談・通報窓口

◇柳井圏域障害者虐待防止センター

(社会福祉法人城南学園内)

☎ 52-2678 (24 時間対応)

◇町民福祉課福祉係

・受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土日・祝日・年末年始を除く)

☎ 52-5810

■『障害者虐待防止法』での障がい者虐待とは

- ・養護者による虐待
- ・障害者福祉施設従事者による虐待
- ・使用者（雇用主など）からの虐待

■具体的な障がい者虐待の例

【身体的虐待】平手打ちされる、殴られる、蹴られる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れられる、火傷・打撲させられるなど

【性的虐待】お尻や胸を触られる、裸の写真を撮られる、わいせつな言葉を言われるなど

【心理的虐待】怒鳴られる、悪口を言われる、意図的に無視されるなど

【経済的虐待】お金を取られる、お金を渡してもらえないなど

【放任・放棄（ネグレクト）】お風呂に入れさせてもらえない、ご飯を食べさせてもらえないなど

『障害者差別解消法』をご存知ですか

この法律は、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指したものです。

『障害者差別解消法』では、どんなことが差別になるのかを、きちんと判断できる物差しを定めるとともに『不当な差別的取扱い』を禁止し、『合理的配慮の提供』を求めています。

田布施町人権を考えるつどい

問社会教育課 ☎ 52-5813

問町民福祉課 ☎ 52-5810

人権意識の高揚を図り一人ひとりが大切にされる町づくりを推進するため、人権を考えるつどいを開催します。

※令和 7 年度人権啓発活動地方委託事業として開催します。

◇日時

11 月 22 日（土）午後 1 時 30 分～午後 4 時

◇場所 西田布施公民館

◇内容

①小・中学生の作品の表彰および発表（作文・啓発標語・詩）

②記念講演 『歩（あゆみ）と生きる』

・講師 公益社団法人山口被害者支援センター直接支援員／中谷 加代子 氏

◇主催 田布施町、田布施町教育委員会、山口地方法務局周南支局、周南人権擁護委員協議会、周南人権啓発活動地域ネットワーク協議会

◇共催 田布施町人権教育推進協議会

11 月 11 日（火）～17 日（月）は山口県部落差別解消啓発週間です

問総務課 ☎ 52-5802

県民一人ひとりが部落差別（同和問題）に対する理解を深め、主体的に取り組むことができるよう、人権尊重の視点に立って、全県的に各種啓発行事が行われます。

◇テーマ

『人間尊重の視点に立った心豊かな地域社会をめざして 部落差別の解消に関する正しい理解と認識を』

～『部落差別解消推進法』施行～

配偶者や交際相手からの暴力（DV）に悩んでいませんか？

11月12日（水）～25日（火）は、『女性に対する暴力をなくす運動』期間です。

配偶者などによる暴力の根絶、被害者の保護・支援を充実させるため、相談窓口を設置しています。専門の相談支援員があなたの悩みに寄り添います。ひとりで抱え込まず、下記の相談先にご相談ください。

■山口県男女共同参画相談センター

電話相談	電話番号	受付時間
DV ホットライン（緊急用）	☎ 0120-238122	◇平日 午前8時30分～午後10時 ◇土・日曜日 午前9時～午後6時 ※祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く
DV 相談専用ダイヤル	☎ # 8008（短縮ダイヤル）または ☎ 083-901-1122	
性暴力相談専用ダイヤル 『あさがお』	☎ # 8891（短縮ダイヤル）または ☎ 083-902-0889	24時間365日受付

◇面接相談（要予約） 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

◇専門相談（要予約） 面接

弁護士による法律に関する相談、医師による健康に関する相談、心理の専門家によるこころの相談

■内閣府 DV 相談+（プラス）

相談方法	電話番号・アクセス方法	受付時間
電話相談	☎ 0120-279-889	24時間受付
SNS 相談（チャット）	https://soudanplus.jp	正午～午後10時
メール相談		24時間受付

■警察署

電話相談	電話番号
緊急時（柳井警察署）	☎ 23-0110 または 110 番
レディース・サポート 110	☎ 0120-378387 または ☎ 083-932-7830
警察総合相談	☎ # 9110（短縮ダイヤル）または ☎ 083-933-0110

■総務課 ☎ 52-5802

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日、年末年始を除く）

11月25日（火）～12月1日（月）は犯罪被害者週間です

犯罪被害にあわれた人は直接の被害だけでなく、生活に困ったり、こころにダメージを負ったり、様々なお困りごとを抱え、周囲のサポートを必要としています。まずは、知ってみませんか。

◇問合せ先 総務課 総務係 ☎ 52-5802



▲ギュっと CH ホームページ

『誰か』のことじゃない。

12月4日（木）～10日（水）は『第77回人権週間』です

人権擁護委員による『特設人権相談所』を開設します。

◇日時 12月15日（月） 午前10時～午後3時

◇場所 町役場会議室棟A

◇相談内容 人権、法律、土地、家屋、金銭貸借、離婚などあらゆる生活上の心配ごと

◇問合せ先 町民福祉課 住民係 ☎ 52-5811

「クリスマスものづくり」参加者募集！

12/25（木）

午後2時～午後5時

受付：午後1時45分～

田布施農工高等学校と町の連携事業（たぶせジュニアものづくりラボ）として、レーザー加工機やCG製作ソフトを使用したものづくりが体験できる『クリスマスものづくり』を開催します。

『ものづくり』とは、ものづくりが大好きで想像力豊かな人たちが親しみを持って呼び合う田布施オリジナルの合言葉です。ぜひ、気軽にご参加ください。



◇ものづくりコース【定員 10 人程度】

調理実習室でケーキを製作後、機械制御科実習棟でレーザー加工機を用いて『ステシルシート』を製作して、ケーキをデコレーションします。



◇CG 動画製作コース【定員 10 人程度】

CG 製作ソフトを使って、CG アニメーションを製作します。

■会場

田布施農工高等学校機械制御科実習棟、調理実習室

■参加対象者

町内在住の小学校5年生～中学校3年生

■参加費 200 円

※当日受付の際にお支払いください。

■持参物

上履き、ハンドタオル

※ものづくりコース参加者はエプロン、三角巾、マスクを持参してください。

■申込方法

参加募集案内兼申込書に必要事項を記入し、企画財政課企画係に申し込んでください。

※応募多数の場合は抽選とし、結果は別途お知らせします。

※参加募集案内兼申込書は、企画財政課窓口および町ホームページに掲載しています。

■申込期限

12月10日（水）

■申込み・問合せ先

企画財政課 企画係（2階⑩窓口）

☎ 52-5803

サザンセトマッチングイベント in 上関町 ～山口県最南端のカフェレストランにて～

■日時 12月7日（日） ■定員 男性・女性それぞれ 15人

■申込締切 11月30日（日） ■会場 カフェレストラン瀬里家（上関町大字長島 619-3）

男性

◇時間

午後1時～午後4時（受付は午後0時30分～）

※直接会場に集合、イベント事前セミナーあり

◇参加条件

30歳～45歳の独身者で、柳井地域（柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町）に住んでいるもしくは勤務している人

◇参加費 4,000 円

■申込方法

右のQRコードを読み取り、サイトから申し込むか、電話で申し込む。
※締切日までに定員に達した場合は、キャンセル待ちの受付です。



女性

◇時間

午後1時30分～午後4時（受付は午後1時～）

※上関町総合文化センターに集合し、バスで会場へ移動

◇参加条件

30歳～45歳の独身者（住所不問）

◇参加費 2,500 円

■申込み・問合せ先

ハートフル仲人の会山口支部（受託事業者）

☎ 090-5698-1453

■問合せ先※申込みは受付けていません

企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

10/4 『町民と音楽のつどい』が開催されました

『田布施ライオンズクラブ認証60周年記念イベント』『田布施町合併70周年記念』として、海上自衛隊呉音楽隊による演奏会が、中学校体育館で開催されました。

第1部では海にちなんだ曲が演奏され、続く第2部では、田布施町で活動しているDance Studio Dream Dollが登場し、会場を盛り上げました。第3部では、親しみのある曲目が演奏され、最後は音楽隊とDream Dollのメンバーがコラボし、華やかなステージとなりました。



9/16 6の1アレッチャ・アレーネさいこう祭り

5月に田布施町老人クラブ連合会主催のレクスポ大会に麻郷小学校6年生が参加したつながりもあり、今回は児童主催の『6の1アレッチャ・アレーネさいこう祭り』に町老連の会員が招待されました。

射的や輪投げなどで楽しく交流し、ビンゴゲームも行われ、6年生が作成した景品を会員の皆さんが受取り、喜んでいました。

また、会の最後には全員で合唱し、笑顔で溢れる会となりました。



まちのできごと

Tabuse Town News



祝 百寿おめでとうございす

9月に百歳を迎えられた正地^{しょうち}のお栄さん（竹尾自治会）を訪問しお祝いしました。



9/27 第27回 たぶせスポーツまつり

青空の下、TAIKO スポーツセンター田布施でスポーツまつりが開催されました。

今年はプールで『ヨーヨーすくい』、グラウンドでは『段ボール迷路』など新しいイベントが用意されました。

体育館では、運動習慣形成支援事業としてピククルボール体験会・インドアモルック体験会が行われました。

当日の写真は、巻末ページに掲載しています。

10/11 たぶせの秋 岸辺のステージ2025

今年も、地域交流館側駐車場と田布施川中州で『たぶせの秋 岸辺のステージ』が開催されました。

田布施川中州では、体験型のブースが出店し、子どもから大人まで多くの人が楽しんでいました。ステージでは、スペシャルゲスト松村邦洋さんをお迎えし、質問コーナーを交えた楽しいトークショーとなりました。

当日の写真は、巻末ページに掲載しています。

保健センターだより

改めて、感染症対策を見直そう！

問保健センター ☎ 52-4999

感染症とは、病原体（ウイルス・細菌など）が体に侵入して、症状が出る病気の事を言い、皆さんが知っている新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス感染症などがあります。

気温が下がり空気の乾燥するこれからの季節は、これらの感染症が流行することが多くあります。感染症にならないために、感染症対策を見直しましょう。

感染症対策の基本は『手洗い』、マスクの着用を含む『咳エチケット』です。



手洗い

- ・手洗い前には爪を短く切っておく。
- ・時計や指輪は外して洗う。
- ・石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かす。



咳エチケット（電車や職場、学校など人が集まるところで行ってください）

- ・マスクを着用する。
- ・マスクがないときはティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う。
- ・とっさのときは袖で口・鼻を覆う。
- ・他の人から顔をそらす。

流行前のワクチン接種は、発病の可能性を減らすことや、重症化を予防することが期待できます。また日頃から十分な休養とバランスの取れた栄養摂取で体の抵抗力を高めるように心がけましょう。

（参考：厚生労働省ホームページ）

得する健康講座を開催します

◇講話

『冬に気をつけたい感染症』

◇講師

周東総合病院感染対策室室長／田中宏壮氏

◇日時

12月3日（水）

午後1時30分～午後3時

◇場所

田布施町保健センター（町役場西側）

◇対象者 町民

◇料金 無料

◇申込方法

11月28日（金）までに、保健センターへ連絡する。

※講話の後に明治安田生命による健康測定会（ベジチェック＆骨ウェーブ）もあります！

◇申込み・問合せ先

保健センター ☎ 52-4999

『かかりつけ薬局』、『かかりつけ薬剤師』をもちましょう！

かかりつけ薬局・薬剤師が、薬の情報を一元的・継続的に把握することで、複数の診療科を受診している場合でも、薬の飲み合わせ（相互作用）や重複を確認してもらうことができます。また、薬を適切に使用するためのアドバイスを受けられるほか、副作用や飲み間違いなどで困ったときにも相談できます。

薬局の所在地や取組内容など（薬局機能情報）については、医療情報ネットで公表していますので、『あなたの「かかりつけ薬局」、「かかりつけ薬剤師」』を見つけましょう！



▲医療情報ネット

**国民健康保険に加入している 40 歳～74 歳の人へ
1 月 31 日（土）までに特定健診を受診しましょう！**

国民健康保険に加入されている 40 歳～74 歳の人を対象に、生活習慣病の早期発見や予防を目的とした『特定健診』を実施しています。

受診は無料です。まだ受診していない人は、ぜひ受診してください。1 年に 1 度は『特定健診』を受診して、健康状態を確認されることをおすすめします。

■実施医療機関**◇町内**

弘和クリニック、新谷医院、やのくにクリニック、吉村胃腸科内科医院

◇町外

おきの内科糖尿病クリニック、光輝病院、たけの子クリニック、平生クリニックセンター、みつおかクリニック、上関町祝島診療所、上関町立海のまち診療所

※特定健診の受診対象となる人には、5 月に受診券（びわ色）、質問票などを送付しています。紛失した場合は再発行しますので、健康保険課保険年金係（1 階⑥番窓口）にご連絡ください。

※外来人間ドックを受診（申込み）した人は、検査項目が重複するため対象となりません。また、国民健康保険から社会保険など他の保険に移行した人は、移行先の保険者が実施する特定健診を受診してください。

**後期高齢者医療に加入している人へ
3 月 31 日（火）までに健康診査を受診しましょう！**

健康な暮らしを続けるために、1 年に 1 度『健康診査』を受診して、健康状態をチェックしましょう。

◇受診するときに必要なもの

健康診査受診券（水色）、健康診査質問票、後期高齢者医療資格確認書またはマイナ保険証

◇受診料（自己負担額） 500 円**◇実施医療機関** 県内の実施医療機関※医療機関によっては予約が必要。**社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行について**

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。年末調整や確定申告で社会保険料控除を申告する場合は、送付される控除証明書を使用してください。

国民年金を納付した時期によって、以下のスケジュールで控除証明書を送付します。

①令和7年1月1日～令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人

- ・電子データ：令和7年10月中旬～下旬にかけて順次
- ・書面（郵送）：令和7年10月下旬～11月上旬にかけて順次

②令和7年10月1日～令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した人※①の人を除く

- ・電子データ：令和8年1月下旬から順次
- ・書面（郵送）：令和8年2月上旬

電子データは、マイナポータルから『ねんきんネット』の利用登録をして、『電子送付』の希望登録をすることで受け取ることができます。電子送付を希望した場合、郵送は停止されます。受け取った電子データは、国税庁の提供する e-Tax での確定申告書に利用することができます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した人の社会保険料控除に加えることができます。また、控除証明書を紛失した場合は再発行できます。

◇問合せ先 徳山年金事務所 ☎0834-31-2152



『イン・ザ・メガチャーチ』
朝井 リョウ 著
出版者：日経 BP 日本経済新聞出版

「神がいらないこの国で人を操るには、
〆物語、を使うのが一番いいんですよ」
ファンダム経済を築く者、のめり込む者、
のめり込んでいた者…。三者三様の視点
から、〆物語、の功罪を炙り出す。



『令和米騒動』
荒幡 克己 著
出版者：日経 BP 日本経済新聞出版

令和日本を襲った米不足。その陰
には、高温障害による2年連続の実
質的な不作があった。現場主義の研
究者が、危機の真相と産地の実態に
迫り、減反、直接支払、米輸出、高
温対策への戦略的取り組みを明示す
る。



『きのこってなんだろう?』
小林 路子 作
出版者：福音館書店

いつの間にか生えていて、いつの
間にか無くなっている不思議な存
在、きのこ。日本の菌類画の第一人
者が、ベニテングタケを例にライフ
サイクルを描き、その正体に迫る。
様々なところで育つ、色とりどりの
きのこも紹介。



もう一冊。

一般
最愛のレシピ 86

しらゐのりこ

図解紙片づけ 石阪 京子

真夜中に吠えなくなつて 椎名 誠

閲覧厳禁 知念 実希人

あやかしたち 畠中 恵

蜻蛉の夏 垣根 涼介

探偵小石は恋しない 森 バジル

―― 児童 ―――

えかきになりたいねずみくん

のこったのこった 上野 紀子

パンどろぼうとスイーツおっじ 中川 学

10代女子のためのおしごと図鑑 柴田 ケイコ

異世界フルコース 女子の進路相談室 廣嶋 玲子

イベント

おしゃべり箱おはなしの会
12月20日(土) 午前10時30分～
図書館 2F 講座室にて

12月の
休館日

毎週月曜日
年末年始
28日(日)～1月3日(土)

問田布施図書館 ☎ 52-2288

HP <https://ilisod004.apsel.jp/tabuse-lib/>
E-mail library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp

遺跡のある場所で地面を掘る工事をする時は、届出が必要です

地面を掘る土木工事・解体工事・建築工事（個人住宅工事も含む）などを行う場合、その場所が『周知の埋蔵文化財包蔵地（以下、遺跡）』に該当するかどうかを確認する必要があります。

工事予定の場所が、『遺跡』の範囲内に該当する場合、文化財保護法第93条に基づき工事着手60日前までに『埋蔵文化財発掘届出書』を田布施町教育委員会に提出してください。

山口県の指示を受けますので回答に2～3週間かかる場合があります。地面を掘る工事などの計画がある人は早めをお願いします。

工事の予定箇所が『遺跡』の範囲に該当するかは、下記問い合わせ先に連絡してください。

■次の場合は事前にお問い合わせください

- ・家を新築するとき
- ・家の基礎や浄化槽などで地面を掘るとき
- ・家を建て替えるとき
- ・旧家屋の解体などで地面を掘る工事を行うとき
- ・地盤改良の工事をするとき

◇埋蔵文化財

地下に埋もれた文化財（土器や石器など）

◇遺跡

埋蔵文化財など、過去に人が生活していた痕跡が確認される場所

■問合せ先 田布施町教育委員会 社会教育課（文化財調査室）

☎ 25-3185 FAX 52-4904 E-mail shakaikyoku@town.tabuse.yamaguchi.jp

子育て支援センター 『おんとも』

問たぶせ保育園 ☎53-1012

『子育て支援センターおんとも』は、子育てサークルの開催や育児相談など子育て家庭へのいろいろな支援を行っています。

■赤ちゃんサロン 午前10時～正午

【はいはい】 あんよができるまでの赤ちゃん対象

【よちよち】 あんよが上手にできる未就園児対象

【わくわく】 よちよち、はいはい全員対象

＜12月行事＞

■施設開放 全員対象(令和4年4月2日以降生まれ)

午前9時～午後3時30分

(昼休み 午後0時15分～午後1時15分)

土曜日 午前9時～午後0時15分

■クリスマス会

◇はいはい 12月16日(火)

◇よちよち 12月19日(金)

■年末年始のお休み

12月25日(木)～1月4日(日)まで
お休みします。

■おむつ定期便のお休み

◇年末年始のお休み

12月27日(土)～1月4日(日)



月	火	水	木	金	土
1 わくわく 人形劇を 観よう	2 はいはい 製作あそび	3 開放	4 よちよち 製作あそび	5 わくわく お誕生会	6 開放
8 開放	9 はいはい 身体測定 ティータイム	10 開放	11 よちよち 身体測定 ティータイム	12 開放	13 開放
15 開放	16 はいはい クリスマス会	17 開放	18 開放	19 よちよち クリスマス会	20 開放
22 開放	23 開放	24 開放	25 /	26 /	27 /
29 /	30 /	31 /			

ご芳志

問田布施町社会福祉協議会

☎53・1103

(8月13日～9月20日受付分)

＊社会福祉事業へ
匿名1件

＊ご芳志

上ゲ 高瀬しづえ 夫 忠志

川 西 有財れい子 夫 孝彦

＊子ども食堂へ

ジャガイモ 田布施地域交流館

ジャガイモ 匿名2件

＊スロープ寄付

西田布施 丸尾 洋

＊雑巾103枚 みどりの会

(9月21日～10月14日受付分)

＊社会福祉事業へ
匿名1件

＊ご芳志

塩坪 中村誠朗 母 富士子

＊シャワーチェア寄付 匿名1件

＊子ども食堂へ

ジャガイモ 匿名1件

ジャガイモ 匿名1件

イルミネーション点灯式

12月6日(土) 午後5時30分～ 雨天決行

■場所 田布施町商工会サリジェ駐車場

※地域交流館横の町有地に駐車してください。サリジェには駐車できません。

■点灯期間

12月6日(土)～1月4日(日)

午後5時～午後10時

◇その他

先着160名にお菓子をプレゼント(2歳以上小学生以下)。午後5時から引換券を配布し、点灯式後、お菓子と交換します。

また、午後5時30分からステージイベントを行います。

■主催 田布施町商工会 青年部

◇協力 田布施町商工会 女性部

■問合せ先 田布施町商工会 ☎52-2983



お知らせ

【保険税・保険料の納付証明書】

令和7年1月～12月の間に納付された国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付証明書を1月中旬ごろに郵送します。

この納付証明書は、確定申告などで社会保険料控除を受けるための証明として添付するものです。大切に保管してください。

なお、年末調整などで早めに必要な人は、健康保険課までお越しください。

※顔写真のある本人確認書類が必要です。

◆問合せ先

健康保険課賦課徴収係
☎52・5809

【基礎控除の見直しなどに

関する説明会

◆日時

11月19日(水)・20日(木)
午後1時30分～午後3時

◆場所

光税務署2階会議室
(光市虹ヶ浜3丁目10番1号)

◆定員 各回20人程度

◆申込方法

光税務署の窓口または電話で申し込む。

※定員になり次第締め切りとなります。

◆申込み・問合せ先

光税務署
☎0833・71・0683
(ダイヤルイン)

【労働保険未手続事業

一掃強化期間

11月は『労働保険未手続事業一掃強化期間』です。

1人でも雇ったら、労働保険(労災保険・雇用保険)の成立手続きが必要です。

労働保険(労災保険・雇用保険)は、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は原則、強制適用事業であり、成立手続を行う義務があります。手続を行っていない事業主は、速やかに山口県労働局へご相談ください。

◆労災保険(労働者災害補償保険)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、また、

*「広報たぶせ」の点字版または音訳テープをお届けします。社会福祉協議会(☎53・1103)へお問い合わせください。

病気になる場合や不幸にもお亡くなりになった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付などを行っています。

◆雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また、自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付などを行っています。

◆問合せ先

山口労働局労働保険徴収室
☎083・995・0366

【オレンジリボン・児童虐待

防止推進キャンペーン

児童虐待かとも思ったらすぐに相談してください。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

■児童虐待とは

◆身体的虐待

殴る、蹴る、激しく揺さぶるなど

◆性的虐待

性的行為の強要、児童ポルノの被写体にするなど

◆ネグレクト(怠慢・拒否)

食事を与えない、車内放置など

◆心理的虐待

言葉による脅し、児童の面前で親同士が暴力を振るうなど

■相談先

児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(いちばやく)

※地域の児童相談所につながります。

■通話料 無料

令和7年度『オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン』標語最優秀作品

『知らせよう あなたが あの子の声になる』

【『やまぐち三世代同居・近居

パスポート』ご利用ください

世代間の支え合いによる子育てしやすい環境づくりを進めるため、三世代での同居や近居を希望する人を支援する『やまぐち三世代同居・近居パスポート』を発行しています。

パスポートを提示することで、協賛企業からさまざまなサービスを受けることができます。

◆対象者

県内で、三世代での同居または近居のために、住宅の新築・

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。



株式会社 サンピット

車のことならなんでもご相談ください。見積無料

家庭用灯油の他、工場や船舶の軽油・A重油の配送を承っております。アドブルーの製造、販売、配送も行っておりますので、ご連絡ください。

TEL 0820-52-5301

アドブルーのことなら
TEL 0820-26-4110 (アドブルー事業部)

配送のことなら
TEL 0820-26-4170 (配送センター)

営業時間: 7:00～19:00 定休日: 日曜日

熊毛郡田布施町大字波野2200-7

全メーカー全車種トータル販売

新車・中古車 150台以上展示中

カー用品の店
ジェームス188田布施店 併設

TEL. (0820) **55-5011**

(株) 大島商会

〒742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿
http://www.ap-oshima.com

O SHIMA
— SYOKAI —
Mobility Service

購入、増改築・リフォーム、
または引っ越しを希望する人
※申し込み方法やサービス内
容など、詳しくは、山口県住
宅課のページをご覧ください。
か、お問い合わせください。



◇問合せ先

山口県住宅課
☎ 083・933・3874

相 談

【第7回全国一斉

障害年金法律相談会】

障害年金に関するものであれ
ば、ご本人だけでなく、ご家族
や支援者からでも無料で電話相
談を受付けます。

◇相談日時

11月13日(木)

・午前10時～午後0時30分
・午後1時30分～午後4時

◇相談形態

弁護士による電話相談

◇相談専用電話番号

☎ 0570・051・113

◇問合せ先

山口県弁護士会
☎ 083・922・0087

【行政書士無料相談会】

相続・遺言をはじめ、農地の
転用・各種許可など、生活に
密接に関わる幅広いご相談に対
応できる相談会を開催します。



◇日時

11月28日(金)

午前9時～午後1時30分

◇場所

高齢者いきいき館

◇相談内容

相続、遺言、農地の転用、そ
の他暮らしの法務相談

◇相談料

無料

◇問合せ先

山口県行政書士会岩国支部
(相談会担当：藤田衛)

☎ 56・8556

※予約不要(先着順)

人口と世帯

(10月1日現在)



… 人口 …
13,877 人
(増減 -15 人)
… 男 …
6,665 人
… 女 …
7,212 人
… 世帯 …
6,868 世帯

今月の納期限

12月1日(月)

納期限内に納付しましょう

※税と保険料について、メール配信サービスで納
期限をお知らせします。カレンダーのページの
QRコードから、『町からのお知らせ』のご登
録をお願いします。

◇対象

国民健康保険税・介護保険料
後期高齢者医療保険料 (5期)
保育所保育料
児童クラブ保育料 (11月分)
町営住宅使用料・駐車場使用料 (11月分)
下水道受益者負担金 (3期)

※やむを得ず納期限までに納付できない
場合は、担当窓口にご相談ください。

◇問合せ先

町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎ 52-5804
国民健康保険税
介護保険料・後期高齢者医療保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809
保育所保育料・児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810
町営住宅使用料・駐車場使用料
……………建設課 ☎ 52-5807
下水道受益者負担金
……………建設課 ☎ 52-5817

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

車いすのままご乗車できます。
ストレッチャーでもご利用できます。

初乗り680円 +276mごとに80円
+ 介助料や機材使用料

予約制
お気軽に!

◆ご家庭で介護者不在となる緊急時にも介護を代行します
◆介護福祉士や看護師、ケアマネの資格者が在籍しています

福祉タクシーきずな 0820-25-3977
熊毛郡平生町堅ヶ浜

田布施
専福寺前

まきどの総合健診所
Medical Checkup Clinic

がん と 老化 を 早期 発見・治療 で 克服

ピンピンころりで長寿を目指そう!!

診療時間 月～金曜日 CT・胃大腸カメラ 保険診療可
午前9:30～午後3:30
〒742-1502 山口県熊毛郡田布施町波野 2005 番
TEL: 0820-25-0151
https://tabuse-mjkensin.com/

県では、ひとり親家庭の母または父、ひとり親家庭の児童などに対し、各種支援を実施しています。

【ひとり親家庭の高校卒業程度認定試験合格への支援】

認定試験合格への支援

高校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親または児童が、高校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用を支援します。

■対象者

ひとり親家庭の親または児童であって、次の全ての要件を満たす人
・母子・父子自立支援プログラムの策定などの支援を受けている人
・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる人

■支給額

◇通信制の場合

受講開始時給付金と合格時給付金を合わせて15万円以内

◇通学または通学・通信制併用の場合

受講開始時給付金と合格時給付金を合わせて30万円以内

■手続き

事前に講座の指定を受けることが必要ですので、問合せ先に相談してください。

■その他

高卒認定試験は、毎年8月と11月に行われます。詳しくは、文部科学省のホームページを確認してください。

【ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業】

自立支援教育訓練給付金事業

就業に結びつく可能性の高い教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母または父に対し、受講料の一部を交付することにより、就業に関する能力開発の取組を支援します。

■対象者

ひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす人
・母子・父子自立支援プログラムの策定などの支援を受けている人
・就職するために当該教育訓練講座を受けることが必要な人

■対象講座

雇用保険制度における次の講座
・一般教育訓練給付金などの指定教育訓練講座（介護職員、医療事務など）
・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座（看護師、社会福祉士など）

■支給額

・受講費用の6割（上限あり）
・専門実践教育訓練指定講座については最大8:5割（上限あり）

■手続き

教育訓練を受講される前に、あらかじめ講座の指定を受けることが必要です。

【ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業】

促進給付金等事業

ひとり親家庭の母または父が、経済的自立に効果的な資格取得のため養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするよう支援します。

■対象者

ひとり親家庭の母または父で、次の全ての要件を満たす人
・児童扶養手当の受給者または同等の所得水準の人
・養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人
・就業または育児と修業の両立が困難と認められる人

■対象資格

看護師、准看護師、保健師、助産師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、美容師、美容師 など

■支給内容

◇高等職業訓練促進給付金（最長4年間支給）

・町民税非課税世帯は月額10万円（最終12か月は月額14万円）
・町民税課税世帯は月額7万500円（最終12か月は月額11万500円）

◇訓練修了支援給付金

・町民税非課税世帯は5万円
・町民税課税世帯は2万5000円

■手続き

修業を始める前に事前相談および申請が必要です。

【母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度】

貸付制度

ひとり親家庭の母または父に、お子さんの高等学校や大学、専門学校などへの入学、修学や就職に必要な経費に対して、無利子で貸付を行っています。

■主な貸付資金

・就学支度資金（高等学校、大学、専門学校などの入学金、制服代など）
・修学資金（高等学校、大学、専門学校などで修学するための授業料、交通費など）
・修業資金特別（就職に必要な自動車運転免許取得費用）
・就職支度資金（就職に必要な被服費など）

■申込期限

資金を必要とする日から、概ね1か月半前までには申請してください。貸付に当たっては、申請者および保証人などの面談が必要です。

12月のカレンダー

省略文字

●保セ：保健センター
●麻公：麻郷公民館
●いきいき：高齢者いきいき館

●西公：西田布施公民館
●城公：城南公民館
●麻福：麻郷福祉会館

●東公：東田布施公民館
●里公：麻里府公民館
●中学：田布施中学校

1 (月)	■妊婦相談・育児相談 10:00～12:00(保セ) 【心】	16 (火)	
2 (火)		17 (水)	【法】
3 (水)		18 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(里公) ■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)
4 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(城公) ■みんなのカフェ 10:00～15:00(いきいき)	19 (金)	
5 (金)		20 (土)	③ら・ら・ら みんな食堂(要予約) 11:30～15:00(ゆうなんこども家庭支援センター)
6 (土)		21 (日)	■魅力再発見ウォーキング 8:30～(東公) ②たぶせみんなの食堂(要予約) 11:30～13:00(正泉寺)
7 (日)	■魅力再発見ウォーキング 8:30～(地域交流館)	22 (月)	■介護よろず相談会 13:30～15:00(いきいき)
8 (月)	【心】	23 (火)	
9 (火)		24 (水)	■こころの相談(要予約) 13:30～15:00(保セ)
10 (水)		25 (木)	■オレンジカフェ 10:00～11:30(いきいき)
11 (木)		26 (金)	■健康・栄養相談(要予約) 13:30～15:00(保セ)
12 (金)	■ちびっこ広場 10:00～11:30(保セ)	27 (土)	
13 (土)	①子ども食堂『らぶちゃん』(要予約) 11:00～12:30(西公)	28 (日)	
14 (日)	■第61回町内駅伝競走大会 9:20～ ④中高生カフェ ポコ・ア・ポコ 11:00～16:00(西公)	29 (月)	
15 (月)	【困】	30 (火)	
		31 (水)	

◇各種相談、ちびっこ広場の問合せ先

保健センター ☎52-4999

◇『子ども食堂』問合せ先

①田布施町社会福祉協議会 ☎53-1103 ②代表：松村 ☎070-6693-2543

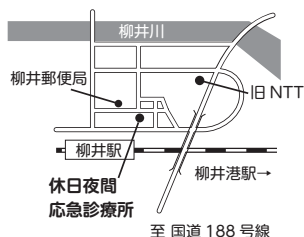
③④ゆうなんこども家庭支援センター『ポコ・ア・ポコ』 ☎0820-56-7300

休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-10-17)

◇連絡先(診療時間内)

☎22-9001



【困】困りごと相談

日時 12月15日(月)
10:00～15:00
場所 会議室棟A
問 町民福祉課
☎52-5811

【心】心配ごと相談

日時 毎週月曜日
10:00～11:00
場所 町社会福祉協議会
問 ☎53-1103

区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※夜間診療はありません。	9:00～12:00 (受付 11:30まで) 13:00～17:00 (受付 16:30まで)
平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。	19:00～22:00 (受付 21:30まで)

田布施町 メール配信サービス

QRコードを
読み取り、手
順に沿ってご
登録ください。



【法】弁護士無料法律相談

日時 12月17日(水)
9:00～12:00
場所 会議室棟A
問 町民福祉課 ☎52-5811
※電話による完全予約制(先着順)

第27回たぶせスポーツまつり



たぶせの秋 岸辺のステージ2025

